

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十五年五月八日第三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号	建築基準法第四十二条第一項第四号	令和七年六月二十日	取消番号 指定の取消しに係る道路の種類	指定の取消しに係る道路の位置 年 月 日
			指定の取消しに係る道路の位置	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百三十一番一先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千五百二番先まで		十・〇	六・〇
	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十三番一先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十七番一先まで		八十一・五〇	六・〇
	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七十一番一先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七十一番二先まで		十四・四五	六・〇
	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十九番一先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十八番一先まで		三十六・〇七	六・〇
	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字水堀百九十三番三先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字水堀百九十四番四先まで		二十三・〇一	六・〇
	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字水堀百九十三番三先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字水堀百九十三番三先まで		二十六・八〇	六・〇